

「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（改訂版）」の概要

第1 手引策定等の経緯

- 平成28年8月の台風水害により、道内の社会福祉施設等にも甚大な被害が発生したことを踏まえ、「非常災害対策計画」の迅速な整備が図られるよう、平成29年8月に「非常災害対策計画の策定の手引」を策定し、各市町村、施設及び関係団体等に配付し、集団指導や実地指導で活用してきた。
- 平成30年の豪雨及び胆振東部地震において、ライフライン等の確保に向けた課題が改めて顕在化し、国では新たな通知を発出するとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂した。
- 道においても平成31年4月に地震被災地3町の社会福祉施設にヒアリング調査を実施し、ライフライン等の長期間の寸断は、支援を必要とする利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、各施設等においてライフライン等の対策状況を確認し、速やかに必要な対策をとることができるよう、手引の見直しを行った。

第2 手引の構成及び改正内容

項目	内容（*太字が、今回改正による追加修正箇所）
1 対象となる社会福祉施設等	高齢者施設（入所（ 介護医療院 ）、通所、市町村所管）、障がい者施設（入所、通所、市町村所管）、障がい児施設（入所、通所、市町村所管）、児童施設、保護施設等
2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	(1) 非常災害対策計画とは：災害発生時の基本行動等 (2) 想定する災害：火災、地震、風水害、土砂災害、津波、火山等（参考情報サイトを 最新の状況に更新 ） (3) 人命の安全：人命を最優先した適切な行動 (4) 内容の簡素化、明確化：図表を用いる等、シンプルかつ具体的に作成 (5) 意見の集約：多くの職種、部門からの意見聴取 (6) 利用者等の心身の状況の把握：利用者に合わせて情報伝達や避難方法等 (7) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し：常に点検し、最新のものに更新 (8) 地域の関係者との連携・協力：関係者と課題や対応策を共有
3 非常災害対策に盛り込む項目（例）	(1) 施設等の立地条件：市町村等に確認し記載 (2) 施設等の構造・設備：確認の上記載し、定期的に点検 (3) 災害に関する情報の入手方法：市町村、消防等と事前に協議 (4) 災害時の連絡先及び通信手段の確認：職員間、関係機関、利用者の家族等との連絡体制の確立（ 複数の通信手段の確保、SNSの活用 ） (5) 避難を開始する時期、判断基準等：立地条件等に応じた基準設定 (6) 避難場所：災害の種類や規模に応じ確保 (7) 避難経路：不測の事態に備え、複数の経路を設定 (8) 避難方法：利用者の状態ごとに設定 (9) 災害時の人員体制、指揮系統：職員の役割分担等 (10) 停電・断水時の対応：最低3日間の備蓄、 電力や水などライフラインについて、整備が必要な項目をより具体的、詳細に記載 (11) 関係機関との連携体制：協力体制の整備 (12) 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育：年1回以上実施 (13) 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄：確保状況と点検状況、 食料、飲料水、生活必需品等について、利用者だけでなく、職員や避難者の分も含めた十分な物資の確保や保管場所などの留意事項を記載 (14) 留意事項：項目を新たに設定。非常災害対策計画のほかに、BCP（業務継続計画）を予め整理、平常時から訓練や物資の点検等を実践することが望ましい
別紙	1 危険区域等の概要と確認先 2 避難情報の内容： 内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベルを追加し、避難のタイミングを明確化 3 主な気象情報における発表基準と住民のとるべき行動（例）
【参考】	非常災害対策計画の策定例：具体的策定例を例示